

○長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

平成25年3月25日長野市規則第13号

改正

平成26年3月31日規則第13号

平成26年6月5日規則第22号

平成27年3月27日規則第10号

平成28年3月30日規則第6号

平成28年3月31日規則第18号

平成28年9月30日規則第33号

平成29年3月30日規則第9号

平成30年3月30日規則第11号

平成30年12月20日規則第39号

令和元年6月14日規則第6号

令和3年3月31日規則第19号

令和3年6月30日規則第39号

令和5年6月30日規則第24号

令和6年3月26日規則第15号

長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護（第3条—第6条）

第2節 共生型居宅介護等（第6条の2）

第3節 基準該当居宅介護等（第7条—第9条）

第3章 療養介護（第10条—第13条）

第4章 生活介護

第1節 生活介護（第14条—第16条）

第2節 共生型生活介護（第16条の2—第16条の4）

第3節 基準該当生活介護（第17条—第19条）

第5章 短期入所

第1節 短期入所（第20条—第24条）

第2節 共生型短期入所（第24条の2—第24条の4）

第3節 基準該当短期入所（第25条・第26条）

第6章 重度障害者等包括支援（第27条・第28条）

第7章 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練（第33条—第35条）

第2節 共生型機能訓練（第35条の2—第35条の4）

第3節 基準該当機能訓練（第36条—第37条）

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練（第38条—第40条）

第2節 共生型生活訓練（第40条の2—第40条の4）

第3節 基準該当生活訓練（第41条—第42条）

第9章の2 就労選択支援（第42条の2・第42条の3）

第10章 就労移行支援（第43条・第44条）

第11章 就労継続支援A型（第45条・第46条）

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型（第47条）

第2節 基準該当就労継続支援B型（第48条）

第12章の2 就労定着支援（第48条の2・第48条の3）

第12章の3 自立生活援助（第48条の4・第48条の5）

第13章 共同生活援助

第1節 共同生活援助（第49条—第50条）

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助（第50条の2—第50条の2の3）

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助（第50条の2の4・第50条の3）

第14章 雑則（第51条—第57条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

(従業者)

第3条 条例第6条第1項の指定居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第6条第1項の規定により規則で定める従業者の員数の基準は、当該従業者の員数が、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、2.5以上であることとする。

3 条例第6条第2項の規定によるサービス提供責任者の選任については、事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者とする。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

4 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

(支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第4条 条例第20条第2項の規則で定める支払は、条例第21条第1項から第3項までに掲げる支払

とする。

(支払の受領等)

第5条 条例第21条第3項の規則で定める費用は、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合において、それに要した交通費とする。

(衛生管理等)

第5条の2 条例第34条第3項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(準用)

第6条 第3条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第3条第1項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第6条第1項」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)」第5条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。)」第7条の規定により読み替えて準用する基準省令第5条第1項に規定する厚生労働大臣」と、同条第2項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第6条第1項」と、同条第3項中「条例第6条第2項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第6条第2項」と、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第21条第3項」と、前条中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第43条第1項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

2 第3条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業につ

いて準用する。この場合において、第3条第1項及び第2項中「条例第6条第1項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第6条第1項」と、同条第3項中「条例第6条第2項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第6条第2項」と、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第21条第3項」と、前条中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第43条第2項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

第2節 共生型居宅介護等

(準用)

第6条の2 第3条第3項及び第4項並びに第4条から第5条の2までの規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。この場合において、第3条第3項中「条例第6条第2項」とあるのは「条例第43条の4第1項及び第2項において準用する条例第6条第2項」と、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第43条の4第1項及び第2項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第43条の4第1項及び第2項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第43条の4第1項及び第2項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第43条の4第1項及び第2項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当居宅介護等

(従業者)

第7条 条例第44条第1項の基準該当居宅介護の提供に当たる者として規則で定めるものは、基準省令第44条第1項に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第44条第1項の規定により規則で定める従業者の員数の基準は、当該従業者の員数が、3人以上であることとする。

3 基準省令第44条第2項に規定することも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める地域において基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第8条 条例第45条第1項の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次

のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であって、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市が認めるものに住所を有する場合
- (2) 当該居宅介護が条例第44条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- (3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

(準用)

第9条 第4条から第5条の2までの規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第46条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第46条第1項において準用する条例第21条第2項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第46条第1項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第46条第1項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

- 2 第4条から第5条の2まで、第7条及び前条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第21条第2項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第34条第3項」と、第7条第1項及び第2項中「条例第44条第1項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第44条第1項」と、前条中「条例第45条第1項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第45条第1項」と、同条第2号中「条例第44条第2項」とあるのは「条例第46条第2項において準用する条例第44条第2項」と読み替えるほか、重度訪問介護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する場合に限り、第7条第1項中「基準省令第44条第1項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「基準省令第48条第2項の規定により読み替えて準用する基準省令第44条第1項に規定する厚生労働大臣」と、同条第3項中「基準省令第44条第2項に規定するこども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「基準省令第48条第2項の規定により読み替えて準用する基準省令第44条第2項に規定する厚生労働大臣」と

と読み替える」ものとする。

第3章 療養介護

(従業者)

第10条 条例第47条第1項第4号の規則で定める者は、基準省令第50条第1項第4号に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第47条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第2項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

5 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長野県条例第67号。次条において「指定入所施設基準条例」と

いう。)第51条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、条例第47条及び前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

6 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、条例第47条及び第2項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

7 条例第47条第3項の規則で定める者は、指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者とする。

（設備）

第11条 条例第48条第3項の規則で定める基準は、指定入所施設基準条例第52条に規定する設備に関する基準とする。

（支払の受領等）

第12条 条例第54条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

（1）日用品費

（2）前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

（準用）

第13条 第4条の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第54条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第54条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

2 長野市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第15号。以下「障害福祉サービス事業基準規則」という。）第4条及び第4条の2の規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第54条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事

業基準規則第4条の2中「条例第27条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第54条第2項において準用する条例第27条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 生活介護

(従業者)

第14条 条例第55条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第8章、第9章及び第14章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（基準省令第78条第1項第2号イに規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める数とすること。

(ア) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上

(ウ) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定生活介護の単位ごとに、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うために必要な数とすること。

エ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とすること。

- (3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 条例第55条第3項の規則で定める者は、指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者とする。

(支払の受領等)

第15条 条例第57条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 創作的活動に係る材料費
 - (3) 日用品費
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第82条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第16条 第4条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第57条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第57条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第6条及び第7条の2の規定は、指定生活介護の事業及び指定生活介護事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第57条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第57条第2項において準用する条例第37条第2項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第57条第2項におい

て準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活介護

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第16条の2 条例第57条の3第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数と共生型生活介護の利用者の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第16条の3 条例第57条の4第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（長野市指定地域密着型サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第25号。以下「指定地域密着型サービス事業基準規則」という。）第18条第6項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス事業基準規則第51条第7項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（平成25年長野市規則第26号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等規則」という。）第11条第6項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）とする。

2 条例第57条の4第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第16条の4 第4条及び第15条の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第57条の5第1項において準用する条例

第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第57条の5第1項において準用する条例第21条第1項」と、第15条第1項中「条例第57条第1項」とあるのは「条例第57条の5第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第57条の5第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第57条の5第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活介護

（基準該当生活介護の基準）

第17条 条例第58条の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定通所介護事業者等であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- （2） 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- （3） 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- （4） 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第18条 条例第59条の規則で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（長野市指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者、設備及び運営の基準等に

関する条例（平成24年長野市条例第60号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準等条例」という。）第44条第1項第1号アに規定する登録者を除く。）の数と条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は長野市指定通所支援の事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年長野市条例第2号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準第87条において準用する指定通所支援基準第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号において同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

- （2） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- （3） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第48条第1項第1号及び第2号に規定する居間及び食堂を除く。）は、機能を

十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条又は第191条及び指定地域密着型サービス事業基準規則第18条又は第51条に規定する基準を満たしていること。

- (5) 条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第19条 第15条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第57条第1項」とあるのは、「条例第60条」と読み替えるものとする。

第5章 短期入所

第1節 短期入所

(従業者)

第20条 条例第62条第1項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 指定障害者支援施設その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。次項において「入所施設等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合の従業者の総数 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
- (2) 指定生活訓練事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）、指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下この条において「指定生活訓練事業者等」という。）である当該施設が、指定短期

入所事業所として併設事業所を設置する場合の従業者の総数 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定生活訓練（宿泊型自立訓練に係るものに限る。）、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下この条において「指定生活訓練等」という。）を提供する時間帯 指定生活訓練事業所等（当該指定生活訓練事業者等が設置する当該指定に係る指定生活訓練事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

（ア） 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

（イ） 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第62条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準とする。

（1） 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

（2） 指定生活訓練事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定生活訓練等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定生活訓練事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活訓練事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活訓練事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の（ア）又は（イ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に、当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 条例第62条第3項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 指定生活介護事業所等（指定生活介護事業所、指定機能訓練事業所、指定生活訓練事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）をいう。以下この項において同じ。）において指定短期入所の事業を行う場合 次のア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、指定機能訓練、指定生活訓練、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、日中サービス支援型指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に、当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号イ(ア)又は(イ)に定める数

(設備)

第21条 条例第63条第5項の規定により規則で定める設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 居室 次に定める基準

- ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂 次に定める基準

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。

(3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 洗面所 次に定める基準

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 便所 次に定める基準

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(定員の遵守)

第22条 条例第69条の規則で定める利用者の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
 - (3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- (支払の受領等)

第23条 条例第70条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定によりこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第24条 第4条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第70条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第70条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第7条の2の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第47条第2項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第70条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型短期入所

(共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業所等の設備)

第24条の2 条例第70条の2第1号の規則で定める要件は、指定短期入所生活介護事業所等の居室の面積を指定短期入所生活介護等を利用する者と共生型短期入所の利用者との数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であることとする。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊室)

第24条の3 条例第70条の3第1号の規則で定める個室は、指定地域密着型サービス事業基準規則第22条第1項第2号ウ若しくは第55条第1項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準等規則第15条第1項第2号ウに規定する個室とする。

2 条例第70条の3第1号の規則で定める要件は、前項の個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から同項の個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であることとする。

(準用)

第24条の4 第4条及び第23条の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合にお

いて、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第70条の4第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第70条の4第1項において準用する条例第21条第1項」と、第23条第1項中「条例第70条第1項」とあるのは「条例第70条の4第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第7条の2の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第47条第2項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第70条の4第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当短期入所

（基準該当短期入所の基準）

第25条 条例第71条の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。）であって、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）のうち宿泊サービス（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第5項に規定する宿泊サービスを除く。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- （2） 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定

により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。)にあっては、6人)までの範囲内とすること。

(3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス事業基準規則第22条第1項第2号ウ又は第55条第1項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。

(4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第26条 第23条の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第70条第1項」とあるのは、「条例第72条」と読み替えるものとする。

第6章 重度障害者等包括支援

(従業者)

第27条 条例第74条第2項の規則で定める員数は、1以上とする。

2 条例第74条第3項の規則で定める者は、基準省令第127条第3項に規定することとも家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者とする。

(準用)

第28条 第4条から第5条の2までの規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第81条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第81条第1項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第81条第1項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第81条第1項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

第7章 削除

第29条から第32条まで 削除

第8章 機能訓練

第1節 機能訓練

(従業者)

第33条 条例第99条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に定める基準

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、指定機能訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 看護職員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

エ 生活支援員の数は、指定機能訓練事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定機能訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 指定機能訓練事業者が、指定機能訓練事業所における指定機能訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定機能訓練（以下この条において「訪問による指定機能訓練」という。）を提供する場合は、指定機能訓練事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定機能訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(支払の受領等)

第34条 条例第100条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定機能訓練において提供される便宜に要する費用のうち、

日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(準用)

第35条 第4条の規定は、指定機能訓練の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第100条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第100条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第6条及び第7条の2の規定は、指定機能訓練の事業及び指定機能訓練事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第100条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第100条第2項において準用する条例第37条第2項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第100条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第2節 共生型機能訓練

(共生型機能訓練の事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第35条の2 条例第100条の2第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数と共生型機能訓練の利用者の数との合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(共生型機能訓練の事業を行う指定通所リハビリテーション事業所の設備)

第35条の2の2 条例第100条の2の2第1号の規則で定める要件は、指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。）又は介護医療院（同条第29項に規定する介護医療院をいう。）である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面

積を加えるものとする。第36条第2号において同じ。）を、指定通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型機能訓練の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

（共生型機能訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等）

第35条の3 条例第100条の3第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

2 条例第100条の3第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

（準用）

第35条の4 第4条及び第34条の規定は、共生型機能訓練の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第100条の4第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第100条の4第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第100条の4第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、共生型機能訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第100条の4第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第100条の4第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当機能訓練

（基準該当機能訓練の基準）

第36条 条例第101条の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において機能訓練が提供されていないこと等により機能訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室又は指定通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積を、指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを利用する者の数と基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等又は指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所が提供する指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを利用する者の数を指定通所介護等又は指定通所リハビリテーションを利用する者及び基準該当機能訓練を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等又は当該指定通所リハビリテーション事業所として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第36条の2 条例第101条の2の規定で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する登録者を除く。）の数と条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号において同じ。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第48条第1項第1号及び第2号に規定する居間及び食堂を除く。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条又は第191条及び指定地域密着型サービス事業基準規則第18条又は第51条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービスを受ける障害

者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(病院等基準該当機能訓練に関する基準)

第36条の3 条例第101条の3の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 病院等基準該当機能訓練を行う事業所(次号において「病院等基準該当機能訓練事業所」という。)の専用の部屋等の面積を、病院等基準該当機能訓練を受ける利用者の数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(2) 病院等基準該当機能訓練事業所ごとに、管理者及び次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる基準を満たす人員を配置していること。

ア 利用者の数が10人以下の場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上確保されていること。

イ 利用者の数が10人を超える場合 専ら当該病院等基準該当機能訓練の提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(3) 病院等基準該当機能訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定機能訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第37条 第34条の規定は、基準該当機能訓練の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは、「条例第102条」と読み替えるものとする。

第9章 生活訓練

第1節 生活訓練

(従業者)

第38条 条例第103条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 生活支援員 指定生活訓練事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練(指定生活訓練のうち、宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者

- (2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定生活訓練事業所ごとに、1以上
- (3) サービス管理責任者 指定生活訓練事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定生活訓練事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定生活訓練事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定生活訓練事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定生活訓練事業所ごとに、それぞれ1以上とする。

3 指定生活訓練事業者が、指定生活訓練事業所における指定生活訓練に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定生活訓練（以下この項において「訪問による指定生活訓練」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定生活訓練を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

（利用者負担額の管理）

第38条の2 条例第104条の2第1項の規則で定める者は、基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第104条の2第2項の規則で定める者は、基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

（支払の受領等）

第39条 条例第105条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用（次項の場合の費用を除く。）は、指定生活訓練（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定生活訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させるこ

とが適当と認められるもの

2 指定宿泊型自立訓練を行う場合の条例第105条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第1項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（準用等）

第40条 第4条の規定は、指定生活訓練の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第105条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第105条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第7条の2及び第12条第1項の規定は、指定生活訓練の事業及び指定生活訓練事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第105条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第105条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準規則第12条第1項中「条例第57条第3項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第105条第2項において準用する条例第57条第3項」と読み替えるものとする。

第2節 共生型生活訓練

(共生型生活訓練の事業を行う指定通所介護事業所等の設備)

第40条の2 条例第105条の2第1号の規則で定める要件は、指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護等を利用する者の数と共生型生活訓練の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であることとする。

(共生型生活訓練の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員等)

第40条の3 条例第105条の3第1号の規則で定める数は、29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）とする。

2 条例第105条の3第2号の規則で定める数は、15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）とする。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

(準用)

第40条の4 第4条、第34条及び第38条の2の規定は、共生型生活訓練の事業について準用する。

この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第105条の4第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第105条の4第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第105条の4第1項」と、第38条の2第1項中「条例第104条の2第1項」とあるのは「条例第105条の4第1項において準用する条例第104条の2第1項」と、同条第2項中「条例第104条の2第2項」とあるのは「条例第105条の4第1項において準用する条例第104条の2第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、共生型生活訓練の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第105条の4第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第105条の4第2項に

において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第3節 基準該当生活訓練

(基準該当生活訓練の基準)

第41条 条例第106条の規定により規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において生活訓練が提供されていないこと等により生活訓練を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等を利用する者の数と基準該当生活訓練を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等を利用する者の数を指定通所介護等を利用する者及び基準該当生活訓練を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (4) 基準該当生活訓練を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第41条の2 条例第106条の2の規定で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条において同じ。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第44条第1項第1号アに規定する登録者を除く。）の数と条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等（サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。次号において同じ。）にあっては、18人）以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスを利用する者の数と条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型介護予防サービス基準等条例第48条第1項第1号及び第2号に規定する居間及び食堂を除く。）は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスを利用する者の数を通いサービスを利用する者の数並びに条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービス、条例第59条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは条例第101条の2の規定により基準該当機能訓練とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第87条において準用する指定通所支援基準条例第66条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス事業基準条例第82条又は第191条及び指定地域密着型サービス事業基準規則第18条又は第51条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 条例第106条の2の規定により基準該当生活訓練とみなされる通いサービスを受ける障害

者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活訓練事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第42条 第34条の規定は、基準該当生活訓練の事業について準用する。この場合において、同条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは、「条例第107条」と読み替えるものとする。

第9章の2 就労選択支援

(従業者)

第42条の2 条例第107条の2第1項の規則で定める者は、基準省令第173条の3第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第107条の2第2項の規定により規則で定める就労選択支援員の員数等の基準は、指定就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上とする。

3 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(準用等)

第42条の3 条例第107条の4第1項において読み替えて準用する条例第104条の2第1項の規則で定める者は、基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第107条の4第1項において読み替えて準用する条例第104条の2第2項の規則で定める者は、基準省令第173条の9において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

3 第4条及び第34条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第107条の4第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第107条の4第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第107条の4第1項」と読み替えるものとする。

4 障害福祉サービス事業基準規則第6条及び第7条の2の規定は、指定就労選択支援の事業及び指定就労選択支援事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第107条の4第2項において準用する条例第37条第2項」と、障害福祉サ

ービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第107条の4第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第10章 就労移行支援

(従業者)

第43条 条例第108条第3項の規定により規則で定める指定就労移行支援事業所(認定指定就労移行支援事業所を除く。以下この項において同じ。)の職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 条例第108条第3項の規定により規則で定める指定就労移行支援事業所(認定指定就労移行支援事業所に限る。以下この項において同じ。)の職員の員数等の基準は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1 以上

イ 利用者の数が61以上 1 に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(準用等)

第44条 条例第109条第1項において読み替えて準用する条例第104条の2第1項の規則で定める者は、基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第1項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

2 条例第109条第1項において読み替えて準用する条例第104条の2第2項の規則で定める者は、基準省令第184条において読み替えて準用する基準省令第170条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める者とする。

3 第4条及び第34条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第109条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第109条第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第109条第1項」と読み替えるものとする。

4 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第6条及び第7条の2の規定は、指定就労移行支援の事業及び指定就労移行支援事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第109条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第6条中「条例第37条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第109条第2項において準用する条例第37条第2項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第109条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援A型

(従業者)

第45条 条例第110条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる

従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に定める基準

ア 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とすること。

イ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

ウ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上とすること。

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第46条 第4条及び第34条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第112条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第112条第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第112条第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第7条の2、第18条、第20条及び第21条の規定は、指定就労継続支援A型の事業、指定就労継続支援A型事業者及び指定就労継続支援A型事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第112条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第112条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準規則第18条中「条例第70条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第112条第2項において準用する条例第70条第2項」と、障害福祉サービス事業基準規則第20条中「条例第74条ただし書」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第112条第2

項において準用する条例第74条ただし書」と、「条例第75条第4項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第111条の2第4項」と、障害福祉サービス事業基準規則第21条中「条例第79条」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第112条第2項において準用する条例第79条」と読み替えるものとする。

第12章 就労継続支援B型

第1節 就労継続支援B型

(準用)

第47条 第4条、第34条第1項及び第45条の規定は、指定就労継続支援B型の事業及び指定就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第113条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第113条第1項において準用する条例第21条第1項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第113条第1項」と、第45条第1項中「条例第110条第2項」とあるのは「条例第113条第1項において準用する条例第110条第2項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第7条の2、第18条及び第23条の規定は、指定就労継続支援B型の事業、指定就労継続支援B型事業者及び指定就労継続支援B型事業所について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第113条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第113条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準規則第18条中「条例第70条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第113条第2項において準用する条例第70条第2項」と、障害福祉サービス事業基準規則第23条中「条例第82条第1項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第113条第2項において準用する条例第82条第1項」と読み替えるものとする。

第2節 基準該当就労継続支援B型

(準用)

第48条 第4条及び第34条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第116条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第116条第1項において準用する条

例第21条第2項」と、第34条第1項中「条例第100条第1項」とあるのは「条例第116条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条、第7条の2及び第23条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業及び基準該当就労継続支援B型事業者について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第116条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第116条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と、障害福祉サービス事業基準規則第23条中「条例第82条第1項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第116条第2項において準用する条例第82条第1項」と読み替えるものとする。

第12章の2 就労定着支援

（従業者）

第48条の2 条例第116条の3第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- （1） 就労定着支援員 就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上
- （2） サービス管理責任者 指定就労定着支援事業所ごとに、次のア又はイに掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じて、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数に

よる。

(準用)

第48条の3 第4条から第5条の2までの規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第116条の11第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第116条の11第1項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第116条の11第1項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第116条の11第1項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第17条第10項」とあるのは、「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第116条の11第2項において準用する条例第17条第10項」と読み替えるものとする。

第12章の3 自立生活援助

(従業者)

第48条の4 条例第116条の13第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア サービス管理責任者が常勤である場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が60以下 1以上

(イ) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて60又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア以外の場合 次の(ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数

(ア) 利用者の数が30以下 1以上

(イ) 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項第1号に規定する地域生活支援員の員数の標準は、利用者の数が25又はその端数を増すご

とに1とする。

- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第48条の5 第4条から第5条の2までの規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第116条の17第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第116条の17第1項において準用する条例第21条第1項」と、第5条中「条例第21条第3項」とあるのは「条例第116条の17第1項において準用する条例第21条第3項」と、第5条の2中「条例第34条第3項」とあるのは「条例第116条の17第1項において準用する条例第34条第3項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第17条第10項」とあるのは、「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第116条の17第2項において準用する条例第17条第10項」と読み替えるものとする。

第13章 共同生活援助

第1節 共同生活援助

(従業者)

第49条 条例第118条第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数
 - ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数
 - エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数
- (3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数

の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1 以上

イ 利用者の数が31以上 1 に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(設備)

第49条の2 条例第118条の3第1項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 利用者を入所させて日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設

(2) 利用者を通所させて日中サービスを提供する施設

(3) 病院

2 条例第118条の3第8項の規定により規則で定めるユニットに関する基準は、ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

3 条例第118条の3第9項の規則で定めるサテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 入居定員を1人とする。

(2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

(3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(支払の受領等)

第49条の3 条例第119条第1項において準用する条例第21条第3項の規則で定める費用は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用とする。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

- (3) 光熱水費
 - (4) 日用品費
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- (準用)

第50条 第4条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、同条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第119条第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第119条第1項において準用する条例第21条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第119条第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第119条第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第2節 日中サービス支援型指定共同生活援助

(従業者)

第50条の2 条例第119条の2の3第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- (1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上
- (2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上
 - ア 区分命令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数
 - イ 区分命令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分命令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分命令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(設備)

第50条の2の2 条例第119条の2の4第9項の規定により規則で定めるユニットに関する基準は、ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

(2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(準用)

第50条の2の3 第4条及び第49条の3の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業及び日中サービス支援型指定共同生活援助事業所について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第119条の2の9第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第119条の2の9第1項において準用する条例第21条第1項」と、第49条の3中「条例第119条第1項」とあるのは「条例第119条の2の9第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第119条の2の9第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例第119条の2の9第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職

員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定共同生活援助

(従業者)

第50条の2の4 条例第119条の4第2項の規定により規則で定める従業者の員数等の基準は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(準用)

第50条の3 第4条、第49条の2及び第49条の3の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第4条中「条例第20条第2項」とあるのは「条例第119条の10第1項において準用する条例第20条第2項」と、「条例第21条第1項」とあるのは「条例第119条の10第1項において準用する条例第21条第1項」と、第49条の2第1項中「条例第118条の3第1項」とあるのは「条例第119条の10第1項において準用する条例第118条の3第1項」と、同条第2項中「条例第118条の3第8項」とあるのは「条例第119条の10第1項において準用する条例第118条の3第8項」と、同条第3項中「条例第118条の3第9項」とあるのは「条例第119条の10第1項において準用する条例第118条の3第9項」と、第49条の3中「条例第119条第1項」とあるのは「条例第119条の10第1項」と読み替えるものとする。

2 障害福祉サービス事業基準規則第4条及び第7条の2の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、障害福祉サービス事業基準規則第4条中「条例第17条第10項」とあるのは「長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号。以下「指定障害福祉サービス事業基準条例」という。）第119条の10第2項において準用する条例第17条第10項」と、障害福祉サービス事業基準規則第7条の2中「条例第47条第2項」とあるのは「指定障害福祉サービス事業基準条例

第119条の10第2項において準用する条例第47条第2項」と、同条第1号及び第3号中「職員」とあるのは「従業者」と読み替えるものとする。

第14章 雑則

(多機能型事業所の従業者の員数等に関する特例)

第51条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、条例第55条第4項、第99条第4項及び第5項、第103条第4項、第108条第5項並びに第110条第4項（条例第113条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この項において同じ。）は、条例第55条第5項、第99条第6項、第103条第5項及び第108条第6項並びに第110条第5項（条例第113条第1項において準用する場合を含む。）並びに第14条第1項第3号、第33条第1項第2号、第38条第1項第3号、第43条第1項第3号並びに第45条第1項第2号（第47条第1項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(多機能型事業所の設備の特例)

第52条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第53条及び第54条 削除

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準等)

第55条 条例第120条第2号の規則で定める地域は、基準省令第219条の厚生労働大臣が定める地域のうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものとする。

- 2 特定基準該当障害福祉サービス事業者（条例第120条第2号に規定する事業者をいう。）に係る従業者の員数、管理者、利用定員その他の特定基準該当障害福祉サービス（特定基準該当生活介護、特定基準該当機能訓練、特定基準該当生活訓練及び特定基準該当就労継続支援B型をいう。）に関する基準は、基準省令第220条から第223条までの規定の例による。

（書面に代わる方法等）

第56条 条例第121条第1項に規定する規則で定めるものは、同項に規定する書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）とする。

- 2 条例第121条第2項に規定する規則で定める方法は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）とする。

（補則）

第57条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（条例附則第2項の規則で定める施設）

- 2 条例附則第2項の規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。

（1） 利用者を入所させて日中及び夜間を通じてサービスを提供する施設

（2） 病院

（条例附則第3項の規則で定める身体障害者授産施設）

- 3 条例附則第3項の規則で定める身体障害者授産施設は、基準省令附則第21条の厚生労働大臣が定める身体障害者授産施設とする。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

- 4 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第14条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

（1） 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数

イ 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数

ウ 平均障害支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を 10 で除した数

5 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数による。

(平成18年10月 1 日前から存する指定共同生活援助事業所に係る設備に関する特例)

6 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成18年10月 1 日前から存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月 1 日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、条例第118条の 3 第 7 項及び第 8 項（これらの規定を条例第119条の10第 1 項において準用する場合を含む。）並びに第49条の 2 第 2 項（第 50条の 3 において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第58号）第109条第 2 項及び第 3 項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

7 条例第118条の 8 第 3 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分命令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、当該利用者については、適用しない。

8 条例第118条の 8 第 3 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分命令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次の各号に

掲げる要件のいずれにも該当する場合については、令和9年3月31日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市が必要と認めること。

9 前2項の場合において、第49条第1項第2号イからエまで及び第50条の2第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第7項又は第8項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)

10 法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）及び法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号）第2条第1号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）において行われる指定生活訓練の事業について、第40条第2項において準用する障害福祉サービス事業基準規則第12条第1項の規定を適用する場合においては、同項第5号ア中「1人」とあるのは精神障害者生活訓練施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）附則第3条の適用を受けるものを除く。）については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。）及び指定知的障害者更生施設については「4人以下」と、同号イ中「一の居室の面積」とあるのは「利用者1人当たりの床面積」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設については「6.6平方メートル」とする。

附 則（平成26年3月31日規則第13号）

改正

平成30年3月30日規則第11号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に存する長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成26年長野市条例第4号）による改正前の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年長野市条例第47号）第117条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、この規則による改正後の長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則第50条の2の4の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第1項第1号中「6」とあるのは、「10」とする。

附 則（平成26年6月5日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月27日規則第10号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第18号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年9月30日規則第33号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月30日規則第9号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第11号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年12月20日規則第39号）

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則（令和元年6月14日規則第6号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日規則第 19 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条中長野市指定障害福祉サービスの事業等の従業者、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則附則第 7 項及び第 8 項の改正規定並びに第 8 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 6 月 30 日規則第 39 号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (令和 5 年 6 月 30 日規則第 24 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 26 日規則第 15 号)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。